

政令番号430 インドキサカルブ

各都道府県での農薬の使用先別使用量（平成29年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	使用量 (kg/年)							使用量合計
		田	果樹園	畑	ゴルフ場	森林	その他非農耕地	家庭園芸	
1	北海道			1.8E+1					17.5
2	青森県			1.5E+1					15.0
3	岩手県			1.0E+1					10.0
4	宮城県			2.5E+0					2.5
5	秋田県			2.5E+0					2.5
6	山形県			2.5E+0					2.5
7	福島県			2.5E+0					2.5
8	茨城県			1.1E+2					110.0
9	栃木県			5.0E+0					5.0
10	群馬県			1.6E+2					160.0
11	埼玉県			1.0E+2					102.5
12	千葉県			3.3E+1					32.5
13	東京都								
14	神奈川県			5.0E+0					5.0
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県			7.5E+0					7.5
20	長野県			1.6E+2					162.5
21	岐阜県								
22	静岡県			1.8E+1					17.5
23	愛知県			1.2E+2					115.0
24	三重県			2.5E+0					2.5
25	滋賀県			2.5E+0					2.5
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県			7.5E+0					7.5
29	奈良県								
30	和歌山県			5.0E+0					5.0
31	鳥取県			5.0E+0					5.0
32	島根県								
33	岡山県			2.5E+0					2.5
34	広島県			1.0E+1					10.0
35	山口県								
36	徳島県			5.0E+0					5.0
37	香川県			1.3E+1					12.5
38	愛媛県								
39	高知県			2.5E+1					25.0
40	福岡県			1.5E+1					15.0
41	佐賀県			1.0E+1					10.0
42	長崎県			1.0E+1					10.0
43	熊本県			4.5E+1					45.0
44	大分県			7.5E+0					7.5
45	宮崎県			1.5E+1					15.0
46	鹿児島県			1.0E+1					10.0
47	沖縄県			1.0E+1					10.0
	全国			9.7E+2					970.0